

「廃棄物処理施設の見学 及び 自治体と構成員との意見交換会」議事要旨

1. 日時

令和 5 年 2 月 22 日（水） 9:00～11:45

2. 開催場所

- ・たらの木台不燃物埋立場
- ・エコクリーンプラザみやざき

3. 出席者

15 団体及び事務局（九州地方環境事務所、日本環境衛生センター）

4. 実施内容

（1）廃棄物処理施設の見学（たらの木台不燃物埋立場）

令和 4 年台風第 14 号により発生した災害廃棄物の仮置場である「たらの木台不燃物埋立場」を視察し、仮置場の状況について宮崎市より説明を受けた。視察時は、仮置きされた災害廃棄物は既に撤去が完了していた。

現地での意見交換は以下のとおり。

- ・災害と関係ない、いわゆる便乗ごみの対応はどのようにしたのか。
→仮置場開設に際しての広報を行う際に、処理対象物は大々的に謳っており、現地においても、明らかに産業廃棄物とわかるようなものは入口（受付）で止めて持ち帰ってもらった。しかし判断に迷うようなものは持ち込まれてしまったケースもあった。
- ・住民からの持込による渋滞などはあったのか。また、受入時間についてどのように設定したのか。
→受入は午後 5 時までとし、その時点で並んでいた人は受け入れた。開設初期は持込みの車列ができたこともあったが、搬入者の数は 2, 3 日で急減した。
- ・市街地からはやや離れているが、この場所を仮置場とした理由はどのようなものか。
→令和 4 年台風第 14 号では宮崎市全体が広範囲に被害を受けたことから、各地区からのアクセス面を考慮してここを設定した。
- ・仮置場には一部に砂利が敷かれているが、ぬかるみ等の問題はあったのか。
→平成 30 年にも災害が発生しており、その時は雨が続き、ぬかるむことが想定されたため砂利を敷いた。令和 4 年台風第 14 号の時は発災後に晴天が続いたため、特にぬかるみ等の問題は発生しておらず、新たに砂利を敷くこともなかった。
- ・仮置場設置の周知はどのようにしたのか。
→担当部内で設置・開設の判断を行ったのち、市のホームページで公表したほか、新聞各社に受入情報をリリースして、その内容を掲載いただいた。

(2) 廃棄物処理施設の見学（エコクリーンプラザみやざき）

「エコクリーンプラザみやざき」の施設見学を行い、施設の概要と令和4年台風第14号における災害廃棄物の処理について宮崎市より説明を受けた。

これに対する意見交換は以下のとおり。

①施設の概要について

- ・本施設では基幹の設備等改良工事を進めているとのことだが、工事に伴う運転休止期間中のごみ処理の対応はどのようにする予定か。休止中は近隣の他施設に処理をお願いするような協定を締結しているのか。また、エコクリーンプラザみやざきのごみピットにはどれくらいの量の貯留が可能か。
→他施設との協定は締結していない。長期間運転休止をしないように工事スケジュールを調整している。本施設は193t/日×3炉の施設で、600t/日の規模に対し現状は1日約400tの搬入が行われており、ごみピット容量は約10,000m³であり20日分程度のごみは貯留できる。元は産廃の受入も行っていた公共関与の施設であったが、市の所管になり、産廃の受入を終了したことから、現在は基本的に2炉運転で稼働している。
- ・災害時に処理施設の機能が低下することに備え、近隣他施設との支援協定は締結しているか。
→エコクリーンプラザみやざきでは県内の半分程度のごみを受け入れている状況であり、本施設に代わる施設は県内にないものと考えており、受入支援をお願いするための協定は締結していない。
- ・災害時、温水施設を支援に来られた方の滞在先とするなど、拠点確保については検討されているか。
→敷地内にある施設「ほがらか湯」は、市の避難所として登録されている。支援者の拠点としては現時点では想定していなかったが、有意義な意見として、これから検討していきたい。

②令和4年台風第14号における災害廃棄物の処理について

- ・災害廃棄物の受入時に困ったことはどのようなものがあるか。
→地域的に自家用車での持ち込みが多い。エコクリーンプラザみやざきへの直接の持込は近隣の住民のみとし、遠方の方はたらの木台不燃物埋立場へ持ち込む方が多かったが、便乗ごみも見られた。例えば、倉庫の屋根が飛んだので、倉庫の中に退蔵されていたごみを災害廃棄物扱いで持ち込む人もいて、どこまでを「災害廃棄物」と扱い、また、持ち帰らせるのか、ルールを守らせるバランスが難しかった。
また、農業用のビニルシートなどが持ち込まれると、機械に巻き込み施設が運転停止となることもあるため、農業団体を通じ、施設に支障が生じないように、別ルートで処理いただくようお願いをした。
- ・便乗ごみに関連して、市民を名乗る事業者への対応はどうか。
→便利屋のようなことをやっている人が、市民を名乗って持ち込むケースがあった。受付時に搬入者の車のナンバーや連絡先を記録しており、あまりにも頻繁にやってきたり大量に持ち込んだりする方に対しては、搬出場所の確認を行うなどした。被災家屋の自主解体したものを、解体業者でなく住人自らが解体したことにして持ち込む、あるいは持ち込むように業者側が入れ知恵をするなどのケースがあるようだった。

- ・便乗ごみの量はどの程度の割合だったか。

→ほとんどはまともなごみが持ち込まれており、便乗ごみの搬入者は全体の 1 割にも満たないが、一度に持ち込まれる量が多いのでどうしても目立つ。
- ・浸水エリアはある程度わかると思うが、搬入時（受付時）にどこから持ち込まれたか、被災した地区から持ち込まれたかどうか確認できるか。

→台風第 14 号では市内全域が被災したので、このエリアの住民のみ受け入れる、というような対応はしていない。
- ・事業者向けの支援は何かされたか。

→事業系ごみや産廃は市では受け入れないとアナウンスを行い、各々での処理対応をお願いした。
- ・特別収集はどのように行ったのか。

→今年度の災害では行っていない。平成 30 年の水害時には浸水した地域かつ 2 週間くらいの期間に限定して、家の前などに片付けごみを出してもらい、委託による収集を行った。また、被害が大きかった地域では、地域仮置場が独自に 2 か所設けられ、そこからの収集も行った。
- ・地域仮置場 2 か所はどういった場所に設けたのか。

→民間の住宅跡地と、市の公園施設である。たまたま、事前に災害時の分別対応について地元説明会を行った直後に災害が発生したため、地域仮置場開設時には自治会長から地域住民へ分別についてしっかりと周知が行われ、収集時にはしっかりと分別されており助かった。
- ・地域仮置場が独自に開設されることについて、市に連絡はあったのか。

→事後ではあったが、連絡はあった。その後特別収集によりすぐ片付けごみを収集し、開設後 2 日程度で閉鎖した。
- ・地域仮置場の用地の選定は、その地域の自治会において行われたのか。

→そのとおりである。
- ・地域仮置場は各地区で独自に設定されているのか。

→自治会単位で設定されることを想定しているが、数箇所の自治会がまとめて設定されることも可能としている。ただし、設定の実績はまだない。
- ・ごみ処理施設の運転委託を行っていたことで、可燃ごみと不燃ごみが結果として混合ごみとして民間の最終処分場へ埋立処分となったとのことであるが、こういった点が障壁となっているか。

→災害廃棄物の受入は、ごみ量の変動リスクになると思うが、委託事業費のうち変動費は用役関係のみで、災害廃棄物によるごみ量の増加には左右されない。また、今回は分別されていれば受入も可能であったが、結果的に混合ごみで処理委託した方が経済的に有利であった。

以 上